

水産業経営支援事業補助金

県内の漁業協同組合に所属する糸満市民の漁業者に対し、
経営安定化を図るため、補助を行います。

1.対象者要件

補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者としてします。

- ①令和7年9月1日時点で市内に住所を有する者
- ②沖縄県内のいずれかの漁業協同組合に所属する組合員
- ③引き続き漁業活動を継続する意思があること

※同一世帯に漁業者が複数名いる場合は、1漁業者の取り扱いとなります。

2.補助金

- ①補助対象者に予算の範囲内で最大40,000円を補助します。（基本額：40,000円/世帯）
- ②令和6年1月から12月の水揚げ金額の合計額に応じて、40,000円を上限とし、予算の範囲内で補助金の加算を行います。

※加算額算定方法：① $(10 - (40,000 / \text{水揚げ額の合計} \times 100))$ ※小数点第1位を四捨五入
② $\text{加算率} \times 4,000$ ※1,000円未満を切り捨て

【例：水揚げ額が150万円の場合】

- ① $(10 - (40,000 / 1,500,000 \times 100)) \approx 7.0$
- ② $7.0 \times 4,000 = 28,000$ 円 $40,000$ （基本額）+ $28,000$ （加算額）= $68,000$ 円（補助額）

3.手続き方法

- ①受付窓口：糸満漁業協同組合
 - ②受付期間：令和7年9月1日から令和7年10月31日まで
9時30分から14時30分まで（12-13時は除く）※土日祝祭日は除く。
- ※申請書は、市ホームページ、市商工水産課、糸満漁業協同組合にて入手できます。

4.申請書類

- ①水産業経営支援事業補助金申請書（様式第4号）
- ②住所が確認できる書類の写し（免許書・住民票等）
- ③漁業協同組合員であることが確認できる書類の写し
- ④水揚げ高が確認できる書類の写し（漁業協同組合発行のもの）

5.補助金の支払方法

申請書類を審査し、補助要件に適合した場合について、糸満漁協から支払いを行います。

問い合わせ先

糸満市潮崎町一丁目1番地
経済部 商工水産課 水産振興係
098-840-8137